

第 18 号議案

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年足立区条例第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 39 条第 3 項」を「第 39 条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公営企業法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この  
条例案を提出いたします。